

第 27 回 長野市都市内分権審議会 議事録

日時 平成 26 年 3 月 28 日（金）

午後 2 時 30 分から

場所 市役所第二庁舎 10 階 講堂

議事

(1) 第三期都市内分権推進計画（骨子案）について

第三期都市内分権推進計画（骨子案）に対する意見

「Ⅰ 第三期計画の策定にあたって」について（①～⑤）

意見なし

「Ⅱ 第三期計画の基本方針（案）」について（①～③、⑧～⑩）

意見 ③について、特に地区から予算要望がされているわけではありません。どうしたらいいか時間をかけて、要望を聞きながら、こういうまちを作れば本当に素晴らしいという膨大な冊子を作り上げて、まちづくり計画があります。

私とすれば、この地域の計画は長野市の総合計画に位置付けてもいいくらい立派なもので、できれば予算化して、着々と要望に基づいたものが実現できれば、素晴らしいまちづくりになるんじゃないかと思ったので、敢えて、しっかりと光を当てて、予算を含めて、やる必要があるんじゃないかと思いましたし、こういう意見を出しました。ここには、必要な支援とありますが、総合計画への反映も然るべきところで検討してと思い、こういうふうに出しました。

意見 ご意見として承ればよろしいでしょうか。ちなみに、事務局長以外に市から出ている財政支援の中に人件費という枠はあるんですか。

回答 地域いきいき運営交付金の中に、事務局職員の人件費として 190 万円をベースとしたものが含まれております。そのほかに厚生課から地域福祉ワーカーということで、100 万円の人件費を申し上げております。

質問 会長や事務局長は、もっと厚遇していいのではないかというご意見ですよね。会長については、住民自治協議会で決めてもらうしかないわけで、人件費を引き上げるとなると全体の単位が大きくなると難しいところがあるし、あるいは住民自治協議会の中で、ほかの事業を削減して人件費に回すと、こういうほかないんじゃないかと思うのですが。どういうふうにと考えたらよろしいでしょうか。

回答 住民自治協議会は、飽くまでも独立した組織と考えています。市と協働のパートナーとして位置付けていますが、市とは別的人格というふうと考えています。その運営自

身は住民自治協議会が自ら決めるのが基本だと思います。

市の立場とすると、住民自治協議会が自ら活動していく、展開していく上で必要な財源や知識の協力や市との協働、地区のまちづくりを進めていく上で行政がかかわらなければいけない部分を、地区活動支援担当がマネジメントするというお手伝いをするべきと考えています。ですので、個別の person 費、自分たちの組織の中をどうするのかというのは、地区で考えていくべきものというふうに考えております。

意見 事務局長については、この自立支援補助金で手当てしているということですね。

意見 会長も責任ある立場で大変ということで、敢えて言ったんですけど、住自協の予算でとなれば可能性はないですし、今後検討をしてもらえればと思います。そんなことで、私の思いをお伝え申し上げます。

質問 住民活動フォーラム、私も参加させていただいたが、研修会を兼ねているということですが、内容はこの記載どおりで残念だと思いますが、共有の場となるようにしてまいりますとありますが、共有の場というのは、住民自治協議会の連絡会や活動フォーラムであるとは思いますが、どういうふうにやるのか、具体的な考えはありますか。

回答 住民活動フォーラムにつきましては、4年間やってきておまして、今委員さんがおっしゃったように、寂しい状況になっていることは事実です。そういったことも踏まえまして、例えば昨年度は日曜日に開催したり、あるいは著名人の講演会とタイアップさせてやったりですとか、工夫を重ねてきているのですが、逆に日曜日にやったことで地区の行事と重なって地区の皆さんに参加いただけなかったりですとか、著名人とやってもあまり変化がなかったですとか、そういったことがございまして、こちらもどういうふうにやっていくのが一番いいのか、ご意見にありますように一般市民ということではなくて、住民自治協議会の共有の場と位置付けたらいいのか、ただ一般市民の皆さんにも住民自治協議会の活動を紹介して知っていただかなくてはいけないと思っています。具体的な特効薬はないのですが、ここに書いてありますように、是非検討していきたいと考えています。

意見 よろしく申し上げます。

「Ⅱ 第三期計画の基本方針（案）」について（④～⑦）

意見 これから長沼公民館が皮切りに始まりますけれども、公民館活動を住自協にお預けするというのが、どう地域にもたらすかという、始めの一步という重要な時期になると思います。

公民館の運営の部分と社会教育法でいう中身の部分について、今後の市民説明の方法などによって、市の下請けと捉えてしまう人もいれば、地域が社会教育法を呑み込んで、公民館活動を主体的にできるようになると捉える人も出てくるでしょう。

同じ長野市民でありながら、公民館活動に対する解釈が変わってしまう恐れがありま

す。議会でも様々な議論が出てくると思いますが、きちんと市民説明をしていっていただきたいです。

回答 地域に丁寧に説明する中で、今回長沼公民館が自分たちの力で自分の地域を盛り上げていきたいということで、指定管理を受けていただきました。一斉一律には出しません。これが負担になってしまうことは、地域づくりにつながらない、社会教育が推進していかないということを理解しておりますので、地元に行って膝を付き合わせながら丁寧に説明をさせていただいております。

指定管理に出すことが目的ではございません。出すことによって、より地域が活発になって盛り上がっていくことを大前提としておりますので、社会教育主事などを中心に様々なサポートをしていきたいと考えております。公民館長会などに出ていただく予定となっております、失敗しないように、盛り上がるように努力させていただきたいと思っております。

質問 公民館の指定管理を考えている公民館は長野市にいくつあるのですか。私が言いたいことは、各地区に公民館ありますよね。その周りに住民自治協議会は一つではないですよ。例えば篠ノ井の公民館は篠ノ井住民自治協議会。そういうふうに、各住民自治協議会に、一つずつ公民館があるのですか。

回答 市内には、市立公民館本館が29館、分館が31館ございます。27地区にそれぞれ1つの公民館があり、第一から第五地区に関しては、城山公民館と中部公民館があり、地域が被っているところがございます。それ以外につきましては、一つの地域に一つの公民館がございます。

質問 例えば、篠ノ井の私が川中島公民館へ行って講座を受けることはできるのですが、各住民自治協議会が指定管理者になっても、それはできるのですか。

回答 市立公民館ですので、同じようにご利用いただくことが可能です。

意見 一つの住民自治協議会の事業に、ほかの住民自治協議会の人に参加できないということがありましたので、公民館の活動もほかの地区の活動に参加できないということがあると、弊害かなと思ったので、意見を述べさせていただきました。

質問 今の件は事実なんですか。担当課で把握されているんですか。

回答 住民自治協議会の活動としてお話しされてましたので、市立公民館としてはないと理解しています。

意見 社会教育法の中で、どこに住んでいようと、どこの公民館も利用できるとなっているんですけども、住民自治協議会が指定管理者となった場合、各地区が切磋琢磨をする中で住自協が排他的、内向きになってしまい、公民館でなくなってしまうことが懸念されます。

回答 まちづくりを考える体制には、公民館の指定管理を住自協が受けるということは改めて重要だと感じているところです。委員が言われた排他的な部分は、役所として教育委員会がどう、地域振興部はどうということを市民の皆さんはそんな思いはないので、

市としてきっちりした体制の中で、排他的なことではなく、自分たちの地区はこんなにいいんだよと、是非皆さんおいでくださいとどんどんアピールしていけるような体制も含めて、生涯学習課と連携しながら対応していきたいと思いますので、よろしく願いします。

意見 住民自治協議会が指定管理者になったとしても、公民館自体の性格、公の施設であることは変わりませんよね。ご心配されているのは、運営上そういったことが見られるのではないかとということで、それはこれから指定管理を進めていく上での議論を受け手側と積み上げて、こうなると法律違反ですよということを十分ご理解いただくことが必要なものかもしれませんね。

意見 公民館の指定管理者の設置上の、排他的とかハード面が問題ではなくて、運営上の問題が大変重要なのではないかと思います。何故今までそれぞれの住自協が踏み切れなかったか。そして26年度が長沼が第1号となりますけれども、それぞれの住自協の体力、地域そのものの人材の問題もありますから、長沼の場合、それを担う陣容も整っていますし、今やっている活動も大変評価できるものであるというふうに思います。

しかし、それはすべての住自協ができるわけではないという話です。長野市の公民館の活動は全国的にも評価されていて、地域文化の担い手であり、人づくりであり、まちづくりであると、重要な活動であるわけです。

これが指定管理者という形で、住自協の体力と地域の力によって、公民館活動そのものに大きな差ができてしまうのではないかと、今までできていたものができなくなってしまうという懸念があります。

長沼公民館を皮切りにという発言がありましたが、今後27年度以降、もっと住自協にお願いするのではなく、体制が整った中で、地域の実体というものを踏まえるべきであるというふうに思います。

回答 何が大変なのか、どんな支援が必要なのか丁寧にお聞きする中で、長沼が手を上げたということで、先ほどもお話したとおり、出すことが目的ではございません。無理なく体制の整ったところからお話をしながら進めさせていただきたいと思っております。

長沼公民館は、全国平成25年度優良公民館に選ばれました。その中でも5館の優秀館として長沼公民館が選ばれました。地域愛の醸成が整った、やらせれ感ではない、やる力を持った地域以外には出さないというふうにご理解いただきたいと思います。

質問 そうしたトピックスになるような人材であり、長沼が活発な地域であることは理解していますが、いつまでも同じ人が公民館活動を担うわけではなく、リーダーシップを持った人がいなくなっても活動が継続されることが大事であると思います。

現在、公民館に生涯学習課職員が配置されているので、最低ラインは保たれていますが、レベルを保つための担保はどう考えているのでしょうか。

回答 公民館の究極の目的は、自治を担う人材の育成だと思っております。住民自治の能力向上のために、地域愛を育んだり、人材を指定管理になる前から育てておりますので、

住民自治が向上するような事業を実施していきたいと思っております。

意見 4万人を超える住自協から、千人を割るような住自協まで、人材の度合いに差があり、公民館長を出せなかった地区もあります。人材育成という言葉は分かるんですけども、人材そのものが枯渇している地区に理解していただくことは難しいと思われるので、支えていっていただきたいと思います。

意見 今の答弁を聞く限り、生涯学習課は、慎重に進めていると思いますよ。

意見 建物が、支所と公民館が一緒であり、その利を活かそうとするだけではだめなわけで、様々な講座をやりながら、住自協に飲み込まれることなく、社会教育の一環として、専門性のある教育委員会の責任において進めていただきたい。

意見 住自協に不信感をお持ちなのでしょうかね。

質問 住民自治協議会が主体的にこの講座をやりたいとか、この方を館長にしたいとか、このような一切は指定管理者制度の中で解決していくというわけですね。そこで、お伺いしたいことは、報酬はどのようになるのですか。住民自治協議会がやっていくのか、それとも市から助成があるのか。それから地域の中から、住民自治協議会が館長をお願いしていくのですか。

回答 報酬については、指定管理料として住民自治協議会から提案を受けます。その中に、館長の人件費とか公民館に従事する職員の人件費が含まれておりますので、提案の中で報酬をお支払いしてまいります。

二点目ですが、現在は、教育委員会が雇用していますが、指定管理になりますと住民自治協議会が館長や公民館に従事する職員を雇用することになりますので、人事権は住民自治協議会に移ることになります。地域から雇うこともできますし、人材がいないということになれば他地域から雇用していただくことも可能です。

質問 公民館運営審議会は、なくなってしまうのですか。

回答 名称は変わりますが、運営委員会として地域の皆さんに公民館の運営をチェックしていただく形になります。運営審議会は、平成11年に条例改正がありまして、必置規定から置くことができる規定に改定されています。

運営委員会には、公民館事業をチェックしていただきますが、教育委員会は、公民館振興計画など大きな柱がございまして、社会教育委員というのがありますので、今は運営審議会一本で議論していただいておりますが、指定管理が進んでいった場合、政策的なものは教育委員会という二本立てで議論してまいります。

質問 最初に住民自治協議会ができたときに、まず会議する会場がない、事務所のスペースがないということから公民館をお使いいただきたいという市の方針で、そこから公民館を指定管理者にというようなことが出てきたんですね。

それから、人件費の問題、指定管理になると市の職員が削減できて、住民自治協議会の活動費になると、そういうような発想から来ているような気がしてしょうがないです。そういうようなことから考えると、住民自治協議会としては、まず住民自治協議会が優

先的に公民館が使える、そういうことによって住民自治協議会の事業が優先される。

私は、長野市の公民館の施設が充実しているとは思っていないので、建替えの要望も通らないし、公民館本来の生涯学習活動、講座や住民の自主的なサークル活動に支障が出ないかという懸念を持ってしまうのですが、その心配はないのでしょうか。

回答 現状でも、公民館を社会教育活動に使ったり、講座に使ったり、サークル活動に使ったり、その中で、住民自治協議会の部会とか総会とか、優先的に使っていただいていると思います。ですから、指定管理になったからといって、その状況は変わらないと思いますし、その辺は住民自治協議会の活動も社会教育も重要ですので、会議室が空いているかどうかは現場でお話ししながら、お互いが停滞しないような中で、現在も調整しているものと考えております。

意見 地域の公民館に利用状況を調べてもらったことがあるのですが、住民が使いたいのは夜なんですよ。生涯学習で使いたいのは夜なんですよ。その夜が混み合ってしまうって、なかなか自由に取れないという状況にあって、住民自治協議会も仕事を持っている人が役員になって、夜の会議が多くなるわけですよ。そういう点で心配しているんですが、とにかく今までの公民館本来の教室や生涯学習活動に支障がないようにしていただきたいと要望しておきたいと思います。

回答 基本協定書を結んでおりますし、条例で8時30分から21時30分まで、午前、午後、夜間ということで決まっておりますので、そういうことは指定管理になってもまったく変わりはありません。

質問 地域で一番心配しているのは、館長の人材が非常に不足していると、以前は学校の先生にお願いするとだいたい受けてもらったんですが、最近はほとんど駄目です。人材が見つかって、非常に積極的になってくださる人とそうじゃない方とどういうふうに見極めていくか、人材の選定が難しいということですね。

それと、火災になった、泥棒が出た、鍵を紛失したといったときに、管理責任はどの程度問われるのか。最終責任は市で持つのか、住民自治協議会となるのか、その辺はどうお考えですか。

回答 大分細かい内容になってきておりますので、もし疑問がありましたら、個別にお答えしていきたいと思いますが、人材がいらないということであれば、退職者情報の提供をします。見つかって優秀かどうかにつきましては、確かに人で事業が進む進まないということはあると思いますが、お答えすることは難しいと思っています。

責任につきましては、基本協定書の中に載っておりますので、過失がない限り、最終的には市が責任を持つことになると思います。

意見 皆さん、やはり細かいところが心配なものですから、お答えいただいた次第です。

質問 ほかの住民自治協議会からも公民館の指定管理者になりたいという声は挙がっているんですか。ほかの住民自治協議会から挙がってきているから移行しますというのであれば分かるんですけども、今のところは長沼だけですよ。ほかの住民自治協議会で

は、不安材料だけが山積みで、なぜ移行するという考えが先行していくのか、ちょっと不思議なんです。

回答 長沼では、いろいろな事業をやる中で、指定管理というものも一つの 카테고리と考えているようです。地域を活性化しようということで、山車をやったり、一茶でまちを挙げてみんなで盛り上げようとか、そういった活動をしています。

自分たちの力でどんどん事業を膨らましてやっている。であるならば、指定管理も市からお金をもらって自分たちができる地域を活性化しようということを考えていらっしゃるようで、もちろん社会教育法の縛りはありますけれども、その中で取り組んでいきたいという前向きなご意見がありまして、やらされる感ですと指定管理自体がデメリットになりますし、やりたいな、地域を元気にしたいなと思えば、それがメリットになります。その辺をご理解いただきながら、慎重に進めてさせていただきたいと思っております。

質問 現状では、ほかの地域でやりたいというのはどうですか。

回答 今のところ、いくつか説明に挙がっておりますが、正式にやりたいというところはございません。

質問 それなのに、指定管理を進めていくことがすごく理解できないのですが。

意見 市は、決して一直線に進めていこうとしているわけではないと思います。やりたいというところがあれば、検討して、本当に任せられるかどうか、確認できてはじめて指定管理者になってもらうということだと思います。市が一方的に、必要がないのに指定管理者を進めていくというのは、多分、誤解だと思います。

意見 住自協の現状として、私の地区では、26年度中は指定管理を受けません。27年度からはまだ分かりません。一つは財政的な問題があります。今、事務局は6人で働いています。僕も毎日行っております。しかし、会長の報酬は一銭もありません。

事務局は女性を除いて60歳以上です。でないと、お金が払えないですから。仕事も多いですし、ここに公民館の仕事が入ってくると、大変かなと思います。全体の動きとしては、率先してやりたいというところはあまりないんじゃないかなと思います。でも、心のどこかで、やってみたいなという気持ちはあります。

意見 住民自治協議会でも慎重に考えていることが分かりました。

「Ⅲ 第二期計画を振り返って及び第二期計画での取り組みと評価」について

「Ⅴ 第三期都市内分権推進計画の策定にあたり、上記の項目以外で」について

質問 保健補導員の委嘱制度は、なくなったのですか。

回答 なくなりました。

質問 かつての役割をする人、部会があるという趣旨ですね。

回答 地区によって違いますが、そういうことになります。

質問 各地域では、保健補導員や福祉部会が住民自治協議会にあります。なくなったのは

長野市保健補導委員連合会組織がなくなったので、長野市全体として集まって課題をしたり、研修をする組織がなくなったんですか。

意見 委嘱制度としての保健補導員は、なくなったということをお尋ねしたわけです。

意見 委嘱制度があったときは各地区に保健補導員がいて、長野市全体が集まっている連合会組織があったのですが、なくなったので、全体でやることがなくなってしまったということで、各住民自治協議会に保健センターが関与して保健補導員と一緒に活動する機会が少なくなった弊害があるかなと思います。

質問 廃止した諸団体の中には保健補導員連合会というのは入ってますから、保健補導員というのは住民自治協議会の中に主体的に取り入れて、それに合った活動をするというのが望ましいと思いますが、市としては保健補導員の連合会はないということですね。地域によって住民自治協議会の活動に差があるということは感じます。

それは、それぞれの住民自治協議会の状況にもよりますし、いろいろと同じように一律ならないのは当たり前でいいと思いますが、馴れ合いになってきて趣旨が住民に徹底されていかないと思うのです。

住民自治協議会とはどういうものか、都市内分権というのはこういうだというのがなかなか難しい。それが住民自治協議会の組織なり、携わる人の力というのが出てくるのは当然だと思います。

ですが、長くやることが良いか悪いか一概には言えませんが、地域の実態によってもそういうことは言えませんが、できる限りやっぱりあの人に任せればいいというような他人任せではなく、多くの人にやってもらうように、自分達のものとして捕らえるような指導や活動が必要ではないかと、今現在なってみて思うのですが、なかなか始めるときには分からないから、能力の問題や捉えていく力の問題もあるでしょうけれども、大勢の人が参加するような、そういうふうにしておかないと、未だに定着していかないようですが、一方的に住自協に任せるのではなく、指導とかそのようなことも必要だと思いますんですが、どうなんでしょうか。

回答 都市内分権とは何かにつきましては、年1回住民自治協議会の役員が代わったときに、こちらから説明会を設けてご説明を申し上げます。できるだけ多くの住民が関わるのが望ましいとは思いますが、一概に長いほうがいい、長いのはよくないというのは地区により実情が異なりますので、何とも申し上げることはできません。

また、市の立場から任意の団体である住民自治協議会にこうなさいとは言えないと思いますので、地区へ年1、2回訪問をしておりますので、個別の事情を膝を付き合わせてする中で、こちらにできるアドバイスはさせていただきたいと考えております。

意見 具体的にはなかなか難しい問題がありまして、ご答弁のようになると思うんですが、アドバイスもどの程度のことかは分かりませんが、やっぱりそういう実態もあるということも把握していただき、対応してほしいと言う意味で申し上げました。

意見 保健補導員の話がありましたが、そのほかにも例えば少年育成委員や、それぞれの

住自協の中で、地区社協もそうですが、健康福祉部会というような、大きな部会の中に包含されてしまって、今までできていたことが後退をしている部分があると聞いています。現に地域のことは地域でと、それぞれの住民自治協議会で決めることになりましていうのは、自己責任みたいな、地域の責任ですよという物言いになっていると感じます。

一方、事務局長の件だとか、支所長のかかわりであるとか、しっかり手を差し伸べようとする部分と今言ったような部分と違いがあるのではないかと思います。いわゆる住自協の浸透度、どれだけ理解されているかという、24年度のアンケートと言いますが、もう少し定期的にアンケートをやっていかないと、浸透しつつあるということがどれだけの割合になっていくのか、そういうことをやっていかないと普遍的なという言葉に行き着いてしまうというふうに思います。

地域としての最低ライン、いわゆる地域ミニマムというものは、様々な活動に必要であると思います。

回答 都市内分権を最初に立ち上げたときに、市域がどんどん広がって、それぞれの地域の特性が大きく異なっていると。例えば青少年の活動も中山間地の青少年の割合、それで育成委員の配置の人数というものに不均衡というものがある、やはり地域に根ざした活動をみんなしたいんです。

ですから、例えば、中山間地活性化、有害鳥獣対策をやっていかないと皆さんもう目覚めているわけです。そこに対して青少年の、こうしろああしろという、委員を選出して、委嘱をもってやらせるということをやめていくというのが本来のあり方です。

地域で更に活動をやれというのが前提ではなくて、自分たちがやってみて、予算や人材について何から優先度をつけていくかということ地域にお任せをしていくことです。

先ほどの保健補導員の話とか、いろいろございます。それに対して、市の支援が薄くなることはあってはならない。それは、担当課として、保健福祉部や青少年の関係と連携をとって地区からこういうものが薄れたとか、こういうものはどうなっているのだという住民の不安があれば、きっちり担当課と協力してお答えしていく体制を作るなり、住自協と協議をしていくのが我々の支援の立場としての役割だと思います。

これからも、やりたいけどできないものは支援し、耳を傾けていく。ただ、自分たちが、これよりもこっちをやりたいと選んでいくものがあれば、尊重していくということをお願いしていきたいと思っております。住民の不安をあおることはするつもりはございません。一番小さな声も聞けるような住民自治協議会、その声を反映できる活動にしていけるように支援していくのが支所長であり、担当課だと考えていますので、その姿勢でこれからもやってまいりたいと思います。

意見 地域の指導者の問題なんですよ。言葉じゃなくて、実践を通して地域住民に浸透させていくかということではないと、言葉ではできません。広がりません。

意見 この4年間やってきて、その前の準備段階から私はかかわってきたのですが、私の地区では市のほうからできるだけ部会へ集約するようにとご指導があったのですが、それを選択しないで、いつでもやめられると、現状のまま残しておいて部会で所属する形でスタートしました。

今になって考えるとそれは正解だったように思います。実際にこの4年間に、これとこれは一緒にできるじゃないかということもありました。実際に話し合いをその団体でやってみますと、活動の時間が違ったり、年代が違ってなかなか一致しないで、元のままの方がいいという選択もしました。

もう一つ、保健指導員は健康福祉部会に入れたんですが、私の地区では糖尿病が多いと。そこで、特化してやろうということをやっているのですが、やはり分けた方がいいのではないかという意見がかなり出てます。そのほうが専門的に三陽保健センターと連携してできることですから、かえてその方がいいのではないかという意見もあって、今まだ検討中です。

そんなようなことで、市の社協のほうからできるだけ廃止して、部会へ一本化にしようという指導がありました。私の地区の場合は、後でいらなかったら廃止すればいいという姿勢でずっとやってきました。今でもそれでよかったなと思っています。資料を出していただいた、平成32年度の高齢化率が6%ぐらいアップしていますよね。

地域にとっては福祉の関係がかなり重荷になってくるように思います。市の社協のほうからもボランティアセンターも、市のほうで一括でやっていたのを、地域に作ってくださいと指導でやってますね。

市の社協の活動計画と合わせてやっているわけですが、地域もそういう仕事が増えてくる可能性があるし、これから少子化で、一人あたりで大勢の人を見なくてはならなくなる。例えば、家族が一人しか子どもがいなかった場合に、親は4人いるわけですね、奥さんのほうも合わせると。4人も面倒を見なくてはならなくなるという、同時多発介護が発生してくる可能性が増えてくると。そういうことも標準にした形で、この計画も見えていっていただきたいなと思います。

資料14ページにあるコミュニティセンターの研究では、地域のボランティアセンターも含めて、ご検討いただきたいと思います。

意見 福祉という言葉は出てきてませんが、複合化、多機能化というのは、そういうことも視野に入れて、検討されていくのではないかと思います。議事録には残りますので、ご要望として承っておきます。

質問 昨日、地域の活性化委員会の総会に出席してまいりました。活性化委員と会長を筆頭に、手弁当で、まさにボランティア活動をやっているわけです。住自協の財政的なものは極めて希薄なものでございます。全体的なことを考えたときに、資料11ページにも財政支援をしていくということだと思っただけですけども、取り分け中山間地域はボランティアに依存しながら活動しようとしたときに、どこまでやれるのかということは、厳

しい実態にあります。

財政的な支援の更なる充実とは、どんなことをお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

意見 要望としても承り、11 ページ 1 (1) の必要な見直しを進めるということの中身は、今の段階ではどんなことを考えているかということですね。

回答 地域いきいき運営交付金は、半分は固定で半分は世帯数に応じて変動しております。山手は減る一方になってしまうので、例えば 500 世帯ならずと 500 世帯のまま移行できるようにしていただきたいという要望があります。この辺りを含めて考えていきたいということです。

それが、先ほどご意見がありましたように中山間地域の活性化推進委員に絡む話ですが、180 万という数字で昨年と今年やってきましたが、来年度以降も検証をかけて、大事な補助であるので、180 万は継続していくよという方向を出したところです。

ただ、単純に、13 地区一律 180 万プラスアルファを上乗せすればいいという問題ではないと思っていますので、それらも含めてきちんとした財政支援は必要なんだろうと。しかし、その辺について、もう少ししっかりと考えていきたいという意味で書かせていただきました。

意見 要望ですが、5～9 ページ、取組と評価のところですが、評価は良い点を記載しているのだと思いますが、ネガティブなところも実際はあったと思うので、そういったところも第三期計画に書いていったほうがよろしいのではないかと、課題というようなことなのかもしれませんが、明記していただいたほうがいいと思います。

意見 内容を見る限りでは、課題が全く出てないというわけではないように見えるのですが、これではまだ、反省や評価ができてないということでしょうか。

意見 具体的に、私も選考に関わっていますが、地域やる気支援補助金では、地区ごとの温度差がでてきているように思いますので、そういったところもお伝えしておいたほうがいいのではないかとということです。

回答 新年度、課題という視点で、また見直ししなければならないものは、ご相談させていただきたいと思います。

意見 それでは、概ね、計画はご了承いただいたということによろしいでしょうか。

以上